

幼児教育における表現運動教育としての 保育内容「リズム」の意義と変遷

The Significance and the Transition of the Childcare Content of “Rhythm” as
the Education of Expressive Movement in Early Childhood Education:

一 柳 智 子*

Tomoko Ichiyanagi

Abstract

This paper aims to examine the history and transition of the childcare content of “rhythm,” as included in *Childcare Guidelines* for childcare provider training after the war, and graduation research on “rhythm play,” conducted since just after the end of the war in the Course of Early Child Education at Koriyama Women’s College. Rhythm is based on expressive movement in early childhood education, and involves infants’ flexible bodies. As a result, “rhythm play” bearing the term “rhythm,” which appeared after the war, was found useful for students in the early childhood education programs as a basis for research that would contribute in a double-layered way to the body expression of infants and physical development in training for childcare providers.

はじめに

幼児教育または保育者養成の現場において、幼児の身体運動表現に関わる教育と学生の身体運動表現に関わる教育との混乱あるいは混合により、「平成元年の(幼稚園教育要領の：筆者注)施行から約30年が経過するものの、未だに身体表現の捉え方が曖昧なのである。—中略—

身体表現活動を行うにあたり保育者の視点が定まりにくい¹という状況がみうけられる。それは、現在の幼児教育課程における体育の授業で実施されている内容が、概ね子どもの身体を主体とした表現活動に資する教材及び教材開発が中心的に実施されていることも起因しているのではないか。

しかし、高等教育機関における幼児教育課程において、体育の授業は、幼児の身体表現を志向した受講学生の身体を対象としている。つまり、将来幼児の柔軟な身体に接することになる受講生の身体の構築は、幼児の身体に対する知識と理解を基礎とし、受講生自身の表現能力の開発を行うためのものであると考える。

* 幼児教育学科

わが国は、明治5年発布された学制における体操科以来、イギリス人哲学者ハーバード・スペンサー（1820-1903）による「知育・徳育・体育」の三育において、時代の体制により若干の影響を受けながらも脈々と身体教育は意義を変容させながら重要視されてきた。

第二次大戦後、幼児教育分野においても新機軸がもたらされた。保育内容に使用された用語は、戦前の伝統的な「遊戯」から、戦後「リズム」へと変遷したのだ。ただ、平成になり「リズム」は消滅、あるいは吸収され「表現」へと用語は変容していく。しかし、その「リズム」によって教育されるべき身体表現は、「健康」のための運動を含意し、コミュニケーションのツールの一つとして「人間関係」に寄与し、「ことば」以上に語るものである。

本稿は、保育者養成課程において、用語「リズム」の変遷を明らかにすることによって、幼児教育と保育者養成における身体表現教育において、何が重要視されてきたか考えることを目的とする。

1. 明治期における「遊戯」の変遷

学制発布以降日本の学校教育における表現運動教育は、ドイツ人教育者フレーベルの「運動遊戯」(Bewegungsspielen) に影響を受けて、行進遊戯、唱歌遊戯、競争遊戯などに分類され、行進や歌詞に即した模倣遊戯を主とするものであった。原語が上記ドイツ語であったことなどにより、日本語に翻訳する際、遊戯のうち運動を中心とするものを運動遊戯としていた。この場合の運動は、表現要素を含意していない。

そして、保育の現場では歌詞に沿った内容の遊戯を実践するように紹介されていく。こうして外来の運動文化導入として「遊戯」名で教授要目が制定されたわけであるが、この用語は、大正期以降も引き続き顕著に使用され、現代においても「おゆうぎ」として分野特有の語として定着している。

2. 大正・昭和前期(第二次大戦以前)

この期の体育について松本千代栄²は以下のように記述している。

一個人の人間として生きようとする近代的自我を象徴するかのよう自由教育が開花する前半から、次第に軍国主義に傾き、文化統制の強まる風潮の中で、最終的には「体操科」は「体錬科」として「献身奉公の実践力」に資する体育となる波瀾の時代を意味している。³

大正7(1918)年頃から、律動遊戯、童謡遊戯、演劇といった時代を反映したかのような新

規遊戯法が種々紹介された⁴が、特に注目すべきは土川五郎⁵の考案した律動遊戯である。土川が考案した律動遊戯は、歌詞のない律動的な音楽に合わせてリズムカルな動作をその根幹としている。この時期にすでに、歌詞のない律動的な運動を提唱した点は、特筆に値する。集団的あるいは大人の考えた既成作品を主体とした保育に導入していた従来の形式とは対峙し、幼児の躍動的で表情的な、かつ自発的自由発想によるこの律動遊戯の提唱は、時代を先取りしていた感がある。松本の言う「自由教育が開花した」時代である。

書籍のタイトル用語の変遷を眺めてみると⁶、この期は、「遊戯」「舞踊」「ダンス」の3つが核となり、「リズム」という用語はみられない。唯一渋谷二夫の『体育とリズムの根本研究』あるいは強いて抽出すれば土川五郎の『律動的表現遊戯』にその意図の片鱗を読み取ることができるであろうか。いずれにせよ、上記3用語以外見当たらない。幼児教育においては、大正15年の『幼稚園令』の保育項目に「遊戯」が登場したのがこの期全般を特徴づける用語となっている。「リズム」の登場は、戦後の連合軍占領下における教育改革を待たねばならない。

3. 昭和23年刊行『保育要領』

3. 1 昭和22年『保育要領』（試案）における「リズム」の出現

現行『幼稚園教育要領』の最初でかつ根本となった戦後初の『保育要領（試案）』から門脇早穂子は、現行までの身体表現に関わる項目の変遷を「リズム、音楽リズム、表現」の3用語を抽出しながら論じている⁷。

この変遷を行政文書の記述内容からまとめてみたい。

昭和22年『保育要領』（試案）作成の翌年『保育要領』刊行へとつながり、その後昭和31年、昭和39年、平成元年、平成10年、平成20年と改定され、現在平成30年に次の改定が予定されている。この流れにおいて、身体表現に関する用語がどのように変遷してきたのであろうか。

まず、『保育要領』（試案）のもくじを見ると、幼児の保育内容として以下のような12項目が掲げられている。

1 見学 2 リズム 3 休息 4 自由遊び 5 音楽 6 お話 7 絵画 8 製作 9 自然観察
10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 11 健康保育 12 年中行事

網羅的内容となっていることがみてとれる。身体表現運動に関わる項目を見ると、4、10など類似項目と推測されるが、その説明文「リズム的に走ったり、はねたり、手を振ったり、スキップをしたりする簡単な動作」により、2 リズムを抽出できる。幼稚園教育においてリズムを2番目の保育内容にした目的は、「幼児のひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活をたのしませること」であると述べられている⁸。

いわゆる表現運動における保育内容の鍵言語であった戦前の「遊戯」から「リズム」への刷新であるが、若干この用語の出現には唐突感が否めない。しかし、「リズム」という言葉の出現についての経緯が、幼児教育内容調査委員会の文書によって確認することができる。当時アメリカCIE顧問のヘレン・ヘファーナン氏⁹は、同委員会の委員長として参加した。同氏が示した原案には“Rhythms”とあった。門脇は、「日本語のカタカナ表記による『リズム』という言葉は、文部省にいた坂元彦太郎(1904~1995)が戦前の『遊戯』を近代化し、教育的なものに刷新をはかりたいという考えのもとでつけられた動きのことである。」¹⁰と説明している。

昭和22年2月12日、幼児保育要綱を編纂する目的で文部省内に幼児教育内容調査委員会が設置されることとなり、多くの委員が召集された。委員長は、先のヘレン・ヘファーナン氏である。メンバーのひとりである厚生省公衆保険局栄養課の副島ハマは、その後の回顧において印象深い3事項¹¹のなかで、特にリズムについて以下のように言及している¹²。

原案¹³を読みはじめると、倉橋先生に「リズムとは、二拍子三拍子の拍子のことなのに、とくにリズムだけを離すのはおかしくないか」と質問されました。そこで、「子どもの音楽は唱ったり聞いたりだけでは不十分で、リズムとは音楽を身体で表現することだから、リズム感が一番発達するこの時期に、型の指導でなく自発的な表現遊びとして……」と説明し、ヘファーナン(ママ)女史のバックアップもあって納得してもらいました。¹⁴(下線筆者)

当時東京女子高等師範学校教授であった倉橋惣三の質問内容の「とくにリズムだけを離すのはおかしくないか」というのは、昭和31年に幼稚園教育要領が制定されて保育内容として6領域に再区分されるまで実行されていた上記の12項目のうち、5音楽があるのになぜ2リズムが別項目として立てられているのかという意の疑問である。倉橋の疑問には、リズムは音楽の分野に含まれるものであるという前提があるが、それに対して副島は、音楽によって自発的にかつ律動的に表現する幼児の身体性、つまり音楽のリズムを身体で受け止めて表出する運動あるいは遊びを指すものであるという意味で、上記のように回答したのである。したがって、2リズムの指し示す内容は、身体表現としての運動領域のことである。また、「リズム感が一番発達するこの時期」とは、有名なアメリカの医学者であり人類学者であるスキヤモンR.E(1883-1952)¹⁵の発育曲線の研究、つまり幼児期に神経系の発育が成人の80~90%に達するという1928年に発表された内容が念頭にあることは容易に想像できる。

この12項目は、戦前長く親しまれてきた保育5項目¹⁶から比すると若干複雑で網羅的ではあるが、ヘファーナン氏の自由教育の意図が十分反映されて、法的拘束力のない「手引き」としてまとめられたものであった。

そして、この時同時に副島は坂元の発言を次のように回顧している。

その時、文部省初等教育課長であった坂元彦太郎先生が「副島さん、もうリズムという言葉が日本語にしてもよい時代になったのではありませんか」といわれました。さすがはと感心したのですが、以後使われるようになった「リズム」という言葉は、この時の坂元課長のご採択によるものです。¹⁷

保育内容「リズム」の発生の瞬間である。

3. 2 昭和23年『保育要領』における「リズム」の内容

昭和22年2月から始まった本委員会は12回審議され、最終版として保育要領（試案）を作成し、昭和23年3月『保育要領』として刊行された。

さて、この「リズム」は、保育内容の項目のうち2番目に掲げられていることは先に述べた。その保育内容の詳細について、『保育要領—幼児教育の手引き』に添って確認していきたい。

そこには明確に以下のような目的が記述されている。

幼稚園のリズムの目的は、幼児のひとりひとり、及び共同の音楽的な感情やリズム感を満足させ、子供の考えていることを身体の運動に表わさせ、いきいきと生活を楽しませることにある。（下線筆者）

筆者は、先の副島の倉橋への回答のことばを、「音楽によって自発的に身体によって律動的に表現する幼児の身体性、つまり音楽のリズムを身体で受け止めて表出する運動あるいは遊びを指すものである」と解釈した。音楽による聴覚刺激が運動神経へ直結する運動感覚。幼児の保育現場では、多くの子どもたちによる集団的な表現運動の相乗の高揚感を見て取ることができよう。この保育現場の集団性を「共同の音楽的な感情やリズム感」の「共同」の意から推察することができる。内には幼児ひとりひとりの感覚でありながら、外には身体の共振により律動的に運動している目の前の他の幼児を見て、感じて、共振して幼児は自発的に身体表現をする。ここに、型を指導しないで、自発性を尊重する幼児教育における表現運動の根幹がある。

次に、リズムの保育内容は、以下のように「唱歌遊び」と「リズム遊び」に二分されている。

唱歌遊び：歌に合わせて遊びたいという自然の要求からくるものである。歌いながらスキップしたり、踊ったり、拍子に合わせて手をたたいたりして遊びながら、だんだん組織ある遊びをするよう訓練されるのである。おとなの考えで振り付けた遊戯をその形のままて教えこむより、できる限り子供の自由な表現を重んじ、子供の歌詞・歌曲を理解させて、自分たちの考えによって振り付けを創作させたら、もっとおもしろ

いものをつくり出すことができるであろう。

リズム遊び：子供は常に生活の中から強い印象を受けたものを、音楽に合わせて表現して遊びたがるものである。遠足・見学等で見たこと、きいたこと等直接経験したこと、春秋の農夫の働き、郊外の動物のリズミック活動、汽車・電車・自動車等の子供の興味深いもの、川の流れ、空とぶ鳥、花にたわむれる蝶、昆虫等の生活を見たり、知ったり、また落葉・雪・雨等の自然現象等すべてリズム運動しているものに接すると、そのまゝリズム運動して遊ぶのである。幼児が種々の経験をしたあと適当な音楽を伴奏してやるとリズム遊びはもっと面白く、楽しくなる。子供の心にある映像がリズム的に表現されることにより、感情は強く新鮮に豊かになってくるのである。自発的にされるリズム遊びは身体に適切な運動をさせるので、幼児の保健上からも大切である。(下線筆者)

自由・自発性という共通点はあるものの、唱歌遊びとリズム遊びの相違点は次のように読み取ることができる。前者は「歌に合わせて」「歌いながら」「子供の歌詞・歌曲」より、歌の言語的内容の具体表現をしその言語的内容を表現して遊ぶことを意味し、後者は、「音楽に合わせて」「音楽を伴奏」より、言語的内容によるイメージ操作ではなく、音楽という音刺激、あるいは、伴奏という音刺激によって、リズム運動という子どもの身体への共振を意味しているように解釈することができる。前者は、戸倉ハルの唱歌遊戯を思い起こさせ、後者は松本千代栄の舞踊教育を想起させる。

リズムの項目の最後のパラグラフに着目してみる。

リズム遊びに用いる音楽は、音楽的な立場から、最も美しく簡単なものであること、自分で音楽を解釈して、リズムに合わせてからだを動かし子供らしい振り付けが出来るものであること。興味は短く、音楽的気分はつたないものであるから、リズム劇などは子供中心に考え、教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい。よろこんで遊ぶということがたいせつである。(下線筆者)

ここでは「リズム遊び」「リズム」「リズム劇」の3用語が登場する。リズム遊びとは上記において唱歌遊戯と並び称される、子どもによって自発的に行われるべき遊びであり、次のリズムは音楽的刺激としてのリズムを指す。さて、ここに初めて登場するリズム劇なる用語である。前段は、子どもの興味は長続きしないうえに、音楽的な刺激としての動こう動きたいというモチベーションも上手にコントロールできないから、という意味に解釈することができよう。であるから、「リズム劇など」というのは、表出としての子どものリズム遊びに若干のストー

リー性または前後の意味のつながりを付与すると、子どもの動きたいという動機をより巧みにコントロールが可能になるであろうという意味を含意しているように解釈できる。したがって、そのコントロールが行き過ぎないように「子供中心に考え、教師の考えによって教えこむことは避けた方がよい」と言っているのである。ここでの劇は、若干のストーリー性と意味付与を指し示しており、演劇的で上演を念頭に置いたような子どもの活動ではない。したがって最後に「よろこんで遊ぶ」との記述があり、あくまでも自由を重んじた戯れの中の表現活動である点で締めくくられているのである。

4. 昭和31年『幼稚園教育要領』における「リズム」

ヘファーナン氏の影響大であった戦後直後の『保育要領』（試案）から、昭和27年平和条約の成立によって独立したのち、昭和31年に『幼稚園教育要領』として改訂版が公布された。ここにおいて、1健康、2社会、3自然、4言語、5音楽リズム、6絵画制作の6項目に整理されたものとなったのである。項目立てに着目すれば、『保育要領』（試案）の2リズムと5音楽が融合し、5音楽リズムとして立てられたと認識することができる。先述の『保育要領』（試案）策定のための幼児教育内容調査委員会において、副島に対して倉橋が質問した意図が結果的に反映する形となってまとめられたと推測することはできないか。

このあたりの背景について、大岡ヨトは、昭和26年に任命された「幼稚園教育の要領」編集委員会のメンバーとして、当時千葉大学助教授の宮内孝の記述¹⁸から港区麻布幼稚園園長鈴木虎秋ら9名¹⁹の名前を挙げ、さらに、文部省から2名²⁰、CIEから2名²¹が加わって委員会が構成された『保育要領』（試案）時のメンバーとの相違について、以下のように述べている。

『保育要領』（1948年）編集の民間委員が倉橋惣三をはじめ東京周辺の当時一流と目される学者や実践家を集めて行われたのに対して、「幼稚園教育の要領」編集の民間委員は若手のみであった。—中略— 実質上、『保育要領』（1948年）の編集にたずさわった委員は一人もいなかった。²²

『保育要領』（1948年）作成時に、ヘファーナン氏の提案が中心的に採用されたのち、昭和27（1952）年CIEは廃止された。そして本教育要領作成時は、日本の新しいメンバーにより独自に行われたのだ。したがって、内容は『保育要領』の骨子に影響されないものとなった。『『保育要領』の一部修正ではなく、『保育要領』を参考にしながらも全く新しい構想に立って作成し、教育実践の場の要求をも満たすものをつくるというような考えに基づいていた²³。ここでいう「全く新しい構想に立って」とは、日本人による日本人のための構想に立ったことを意

味し、「教育実践の場の要求」は、ヘファーナン氏以前の教育を受けた教育者の実践の場の要求である。戦前の教育内容の影響が基盤となったであろうことは、推測に難くない。

本委員会は、昭和28(1953)年答申「幼稚園教育の要領」を文部省に提出した。そのなかの、「Ⅱ 幼稚園教育の目標 (2) 幼稚園教育の具体的目標」および「Ⅴ 望ましい経験をさせるための指導 1. 指導の方法 (2) 具体的指導の方法」に最終的に刊行された『幼稚園教育要領』の6領域につながる項目が以下のように書かれている。

1. 健康 2. 社会 3. 自然 4. 言語 5. 音楽・リズム 6. 絵画・製作 (下線筆者)

しかし、ここ答申において「5. 音楽・リズム」と記述されていたものは、最終稿では「音楽リズム」となり中点「・」が削除されることになる。戦前の「遊戯」からの刷新とヘファーナン氏の関与により、『保育要領』における「望ましい経験」の1つとして第2番目にあげられた「リズム」は、懸案の音楽との並列表記を経て、完全にあたかも「音楽リズム」という新規保育内容の成立としての扱いになったのである。

そして、その後の昭和39年『幼稚園教育要領』改訂版へとつながるものの、創造性、創作性を中心にシフトしていった結果、平成元年改訂版においては、5つの領域に整理された「表現」となり、「リズム」は項目名として消える。

おわりに

平成に入り2度の改訂を経た現行『幼稚園教育要領』における領域「表現」の内容には、所々「動き」が挿入されているのみである。

本稿では、戦前の幼稚園令における5項目のうちの遊戯に始まり、戦後CIEヘファーナン氏の原案とはいえ、坂元によって採用された「リズム」が登場して以降の変遷をみた。「リズム感が一番発達するこの時期」に自由な身体表現を育成しようとした保育内容「リズム」の目的は、子どもたちの本来有している自己を表出しようとする本質を捉えたものであった。つまり、ヘファーナン氏以降平成元年に消滅するまでの期間は、身体表現の自由性が強化されていた時期であるということができよう。さらに、アメリカ的教育の推奨ではあったが、現代の保育内容に比較して身体表現教育が重要視されていた時代ともいえる。「リズム」の消滅が、日本の教育の推進によるものであったであろうが、しかし現代社会においては、幼児の身体表現の開発は身体表現教育の基礎として、多様な目的にかなうものであり、国際化の進むなかますます要請が高まるものと思われる。そして、幼児教育の教員養成課程並びに保育者養成において、将来の指導者への身体表現教育は火急的な課題として立ち現れているのである。それが、「身

体表現活動を行うにあたり保育者の視点が定まりにくく、「未だに身体表現の捉え方が曖昧」であるという現代的課題につながっていると考える。

引用参考文献

- 大岡ヨト GHQ及びCIEの戦後日本の保育内容への影響に関する一考察—ヘレン・ヘファナン関与の視点から—、早稲田大学教育総合研究所紀要 第27巻 第1号、2013：97-106。
「幼稚園教育要領」（1956年）作成の政策的背景とその特質、早稲田大学教育総合研究所紀要 第26巻 第1号、2012：141-158。
- 大沼覚子 土川五郎における「遊戯」論の展開とその歴史的意義、幼児教育史研究2、2007：15-30。
- 門脇早聡子 保育における身体表現活動の変遷に関する研究（1）—保育要領、幼稚園教育要領を踏まえて—、園田学園女子大学論文集 第51号、2017：105-118。
- 坂元彦太郎他編 保育の探求、フレーベル館、1981。
- 名須川知子 保育内容「表現」の史の変遷—昭和前期・戸倉ハルを中心に—、兵庫教育大学研究紀要 第1分冊、学校教育・幼児教育・障害児教育 20、兵庫教育大学、2000：121-135。
- 新山順子、高橋敏之 保育者養成における身体表現教育に関する研究の動向と課題、兵庫教育大学教育実践学論集 第15号、2014：79-87。
- 日本保育学会 日本幼児保育史 第6巻、日本図書センター、2010。
- 文部省 昭和22年度保育要領 幼児の手引き（試案） 学習指導要領データベース
<https://www.nier.go.jp/guideline/s22k/index.htm>
昭和31年幼稚園教育要領 http://www.nier.go.jp/yoshioka/cofs_new/s31k/index.htm

- 1 門脇早聡子 保育における身体表現活動の変遷に関する研究（1）—保育要領、幼稚園教育要領を踏まえて— 園田学園女子大学論文集 第51号、105。
- 2 松本千代栄（1920～） 日本における戦後の舞踊教育の牽引者である。東京教育大学、お茶の水女子大学で舞踊教育を指導。
- 3 松本千代栄他 大正・昭和前期の舞踊教育—「遊戯」から「ダンス」へ—、舞踊学 第6号：1、1983。
- 4 小山みずえ 近代日本幼稚園教育実践史の研究、学術出版会、2012。
- 5 土川五郎（1871～1947） 青山尋常小学校等訓導、四谷第一小学校、麴町小学校等校長、麴町幼稚園長を経て、瑞穂幼稚園（大正12年）、昭和保姆養成所設立（昭和2年）。大正期から昭和初期にかけて活躍した児童中心主義的な新教育運動の提唱者。この時期は大正デモクラシーの時代であり、子どもの芸術教育にも関心が向けられていた。これは、明治期の集団遊戯とは全く異なる幼児の心意に即した理想的な遊戯として広まった。
- 6 本パラグラフは、以下を参考にまとめたものである。
松本千代栄他 大正・昭和前期の舞踊教育—「遊戯」から「ダンス」へ—、舞踊学 第6号：1、表1

- 7 門脇早聡子 保育における身体表現活動の変遷に関する研究(1)、園田学園女子大学論文集 第51号、2017:106.
- 8 昭和22年『保育要領—幼児教育の手びき—』の各項目の説明の中の記述である「六 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」2 リズム における記述より。
- 9 Helen Heffernann 連合軍最高司令部民間情報部教育部顧問。自由保育の提唱者。
児童心理学及び教育学の深い知識とカリフォルニア州における教育局長としての教育実績のもと、総司令部の日本教育指導に参加した人物である(宍戸・阿部:1997:127)
- 10 門脇早聡子 保育における身体表現活動の変遷に関する研究(1)、園田学園女子大学論文集 第51号、2017:107.
- 11 3点とは以下である。
(1) 幼児の一日の生活 (2) 家庭の一日 (3) 幼児の保育内容の中のリズムという言葉
- 12 この回顧の頃は、国立音楽大学教授であった。
- 13 原案とは、ヘレン・ヘファーナン氏による英文とその日本語訳文を指す。
- 14 日本幼児保育史 第6巻、日本保育学会、2010:258.
- 15 Scammon, Richard Everingham アメリカの医学者であり人類学者。この発育曲線の研究は、1928年発表。(『保健体育科事典』恒星社厚生閣、1974:218)
- 16 大正15年4月22日文化審議会の答申を得て、文部省は勅令「幼稚園令」を制定した。これは我が国初めての幼稚園に関して独立した勅令であった。ここの記載された保育項目の5項目が、遊戯・唱歌・観察・談話・手技である。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317655.htm (平成29年9月17日最終アクセス)
- 17 12に同じ
- 18 宮内孝 昭和31年以降の幼児教育〈幼児教育要領〉、戦後保育士50年史—証言と未来予測—保育制度改革構想、栄光教育文化研究所、1997:114.
- 19 他8名は以下のようです。
湘南学園幼稚園園長宮下正美、日本女子大学附属幼稚園主事高橋貞、港区立南山幼稚園教諭小山田幾子、千葉大学教育学部附属幼稚園教諭渡辺俊枝、双葉第一小学校教諭柴田みどり、静岡県教育委員会指導主事小河洋、東京学芸大学助手角尾稔、千葉大学助教授宮内孝、以上。
- 20 文部省初等教育課長 大島文義、武田一郎、以上。
- 21 アンブローズ、ユアーズ(大岡ヨト「幼稚園教育要領」(1956年)作成の政策的背景とその特質、早稲田大学教育総合研究所紀要 第26巻 第1号、2012:146)、以上。
- 22 大岡ヨト(21に同じ)
- 23 前掲書:148.